

あきた若者チャレンジ応援事業2024 応募案内

1. 事業の趣旨

次代を担う若者の夢の実現に向けた戦略的な取組を応援することにより、地域の活性化を図るとともに、県内定着・ふるさと回帰につなげる。

2. 補助対象事業

若者ならではの斬新なアイデアをいかした地域の元気を創出する戦略的な取組で、かつ、3に定める補助対象者自らが行うもの（以下「補助事業」という。）とする。

3. 補助対象者

応募時点において18歳以上40歳未満の個人（ただし、高校生を除く。）やそれらの個人で構成される団体（ただし、会社等を除く。）に該当する者とする。

原則として、秋田県内在住者、または秋田県への移住意向のある者を想定しているが、国内外に「秋田」を強くアピールすることにより大きなインパクトを与えるなど、本県への経済波及効果や本県の認知度向上等をもたらす取組を行う者については居住地にかかわらず対象とする。

4. 募集要件

以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 若者ならではの独創性があり、秋田県における若者のロールモデルとなりうるもの。
- (2) 秋田らしさを生かした新規性・先進性のあるもの。
- (3) 地域の活性化や課題解決に寄与するもの。
- (4) 採択期間終了後の継続的な開催や事業の自立が期待できるもの。
- (5) 過去の本事業において複数回採択を受けた者が構成員となっていないもの。

※以下の項目のうちいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ① 政治的又は宗教的活動等に該当すると認められるもの。
- ② 法令等に違反すると認められるもの。
- ③ その他、社会通念や県政方針に明らかに反すると認められるもの。

5. 採択・補助件数

審査により採択者を決定し、予算額の範囲内で補助金を交付する。

なお、予算額を下回る応募件数であっても、募集要件や選考委員会の採択要件を満たしていない場合には補助対象とならない。

6. 事業期間等

(1) 補助対象期間

支援期間は、令和7年度末までとする。ただし、補助金の交付決定は年度ごとに行う。

令和6年度の補助対象期間は交付決定の日から令和7年3月31日（月）までとする。

(2) 補助率、補助限度額

下表のとおりとする。

区分	一般分	特例分※
補助率	3/4	10/10
補助限度額	100万円/年 総額200万円/支援期間	300万円/年 総額400万円/支援期間

※先駆的な取組や公益性の高い取組等として選考委員会が認めるもの

(3) スケジュール（予定）

補助金交付決定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

なお、第1期のエントリーシートの審査で落選した者が第2期で再度応募することは可能とするが、エントリーシートの審査を通過した者が参加を辞退した場合は、第2期への応募はできないものとする。

【第1期】

エントリーシート提出期間 令和6年6月28日（金）～7月22日（月）

エントリーシートの審査 令和6年7月下旬

セミナー・企画練り上げ支援 令和6年8月～9月

【第2期】

採択申込書（提案書）提出期間 . . . 令和6年9月2日（月）～9月30日（月）

【第1期・第2期共通】

一次審査 令和6年10月上旬

二次審査（最終審査会） 令和6年11月中旬

採択者の決定 令和6年11月下旬

補助金交付申請書の提出 令和6年12月上旬

(4) エントリーシートの審査

第1期の応募者数がセミナーの定員（25名程度）を上回った場合、次の基準によりセミナーの受講者を決定する。

【審査方法】

審査員が「記述内容の具体性」、「主旨目的と事業内容の関連性」、「新規性・着眼点」などの観点から、応募フォームの入力内容及び添付資料等について総合的に判断し、通過者を決定する。

(5) 採択申込書の審査

採択者は一次審査と二次審査を経て決定する。

ア 一次審査（書面による審査）

【審査方法】

審査員が「事業計画の熟度」、「本人の素養」、「補助事業終了後の将来像」、「収支の見直し」などの観点から、採択申込書及び添付資料等について総合的に判断し、通過者を決定する。

イ 二次審査（プレゼンテーション、面接による審査）

【審査方法】

選考委員会において「構想力」、「先進性」、「秋田らしさ」、「実現性」、「事業計画の妥当性」などの観点から採点を行い、委員の合議により採択者を決定する。

（6）審査結果

審査による採択の結果は、書面または電子メールにより通知する。

なお、採択された事業については、事業者、事業内容の概要などを県公式ホームページ「美の国あきたネット」等により公表する。

（7）補助金の交付申請・交付決定

採択者は補助金交付申請書を知事に提出する。

知事は、事業の経費や内容を精査の上、補助金の交付額を決定し、交付決定通知書により通知する。

（8）実績報告・補助金の支払

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和7年3月31日（月）のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出するものとする。知事は、提出された実績報告書に基づいて、事業の実施状況や支出の証拠書類等の確認・検査を行い、補助金の額を確定する。

7. 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって、次の（1）～（3）の全てに該当する経費とする。

（1）使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

（2）交付決定日以降の契約・発注により発生し、補助対象期間内に支出した経費

（3）証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

【補助対象経費】

事業実施に直接要する次の経費（主なもの）

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）

オ 使用料及び賃借料

カ 委託料

キ その他、事業の実施に必要な経費

※以下のような経費は補助対象外とする。

- ① 通常の生活又は従前の事業の水準を維持するために必要と考えられる経費
(具体例) 通常の生活で発生する水道光熱水費、社会保険料、食料費、被服費、通信費、租税公課費 など
ただし、留学や先進地での研修、モデル事業の試行、試作品の製作など、採択テーマとの直接的な関連性が明らかな経費(渡航費、住居費等の滞在費、授業料などを含む。)については、補助対象とする。
- ② 補助事業着手前の段階から、法令や所属組織等の規定により、負担することが予め確定している、または、負担することが明らかな経費
(具体例) 既に在籍している大学等の卒業や修了等の要件に定められている留学や研修に要する経費
ただし、補助事業着手後に入学しようとする大学の留学経費や授業料、補助事業開始後の資格取得に必要な研修受講料などで、採択テーマとの直接的な関連性が明らかなものについては、補助対象とする。
- ③ 土地、家屋、施設・設備、並びに購入価額が3万円を超える物品の購入、改修など、資産の形成に資する経費
- ④ 次年度以降に資産の引渡し等を受けるための前払金
(具体例) 2年分の家賃の前払いなど
ただし、前払い等によりあらかじめ支払う必要がある経費については、交付決定を受ける年度において資産の引渡し等が実施された際に、これに対応する経費を補助対象とすることができる。
- ⑤ 補助事業者自身を支払先とする経費
(具体例) 補助事業者を支払先とする講演料や謝金、賃金、委託料、請負費など
- ⑥ 契約保証金等、一定の期間満了後に補助事業者に対して返還される経費
(具体例) 住居賃貸借契約に伴う敷金、火災保険料(解約返戻金相当額) など
ただし、住居賃貸借契約満了時、ハウスクリーニング費等の名目で敷金から差し引かれた際は、その差し引かれた名目及び金額を補助対象とすることができる。

8. 事業の実施における注意事項

(1) 補助事業の事業内容の変更等

交付決定後、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- ① 補助対象経費全体の変更が20パーセントを超え、かつ、10万円以上の増減となるとき

- ② 事業計画内容に大きな変更があったと判断されるとき
- ③ 補助事業を中止するとき

(2) 事業遂行状況の確認・報告

知事は、補助事業の実施期間中において、事業の遂行状況を適宜確認するが、提出を求められた場合には、補助事業等事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(3) 現地調査・実地検査

補助事業の実施期間中並びに補助事業完了後5年間は、知事が必要であると判断した場合に現地調査に入ることがあるが、その際には関係箇所の立ち入りや帳簿・証拠書類等の確認・検査に協力しなければならない。

(4) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、保管しなければならない。

(5) 精算時の根拠資料

対象経費の支払は、適正な見積書、請求書、領収書等の支出証拠書類・根拠資料の確認ができたものであること。

(6) 採択者への伴走支援

事業の準備から終了までの各段階において、専門家による助言や庁内関係各課等によるバックアップなど、伴走型のサポートを受けること。

(7) 広報等への協力

県が開催する報告会等において補助事業の成果、進捗状況等を報告すること。また、県が実施する本事業のプロモーションに協力すること。

(8) 他の補助金との重複申請等

国や県、市町村等から他の補助金等の交付を受けているものについても補助事業の対象となるが、収支計算書に収入として記載するとともに、各補助金等の交付要綱に抵触することのないよう十分確認すること。

9. 問合せ先

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課 調整・地域活性化チーム
〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県庁本庁舎5階
電話：018-860-1237 メール：chiiki@pref.akita.lg.jp